

2 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除します。

(2) 契約保証金

納付してください。ただし、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することによって契約保証金の納付に代えることができます。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

なお、契約保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上（佐賀県財務規則第106条第2項に規定する額（以下「低入札調査基準価格」という。）を下回る価格で契約を締結したときは、10分の3以上）とします。

3 配置予定技術者に係る資格及び専任性等について

(1) 配置予定技術者の資格について

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定により本工事の発注工種に適合した同法第7条に規定された資格を有する主任技術者又は監理技術者を設置しなければなりません。

(2) 専任の主任技術者又は監理技術者の配置を必要とする建設工事について

主任技術者については、建設業法施行令の定めるところにより、工事一件の請負代金の額（消費税込）が3,500万円以上については専任での配置が義務付けられています。さらに、下請負の総額が4,000万円を超える場合は、建設業法第3条の規定により会社として特定建設業の許可を有しているとともに、専任の主任技術者については監理技術者の配置が義務付けられます。

(3) 総合評価で求めている配置予定技術者調書（様式第7号）について

ア 他工事に専任主任技術者（監理技術者）として配置している者を本工事の配置予定技術者として届け出る場合は、本工事の契約予定日の前日までに、他工事の専任を外すことが確実（他工事の完成検査に合格する見込みが確実である等）であるものに限ります。また、真にやむを得ない事情により本工事に配置ができなくなった場合は、入札の際に辞退届を電子入札システムで提出してください。

なお、落札者決定後に届出した配置予定技術者を配置できない状況となった場合は、特別の事情がある場合を除き指名停止措置、契約の解除等を行います。

イ 専任での配置については、入札参加届出者において、入札心得（参考）の「※ 監理技術者等の専任期間について」を確認のうえ届出があつたこととします。

ウ 配置予定技術者調書提出時に技術者が特定できない場合は、複数の候補者を届け出ることができます。ただし、総合評価方式に係る技術者の評価点については、評価点の最も低い者で評価します。

また、複数の候補者の中から1名を契約日の前日までに必ず特定し、配置しなければなりません。（複数の候補者の上限は3名までとします。）

9 その他

- (1) 電子入札システムに登録した入札参加届ファイルにおいて、参加意思が不明確な場合は、入札参加届の受付ができません。

(入札参加届の受付ができない主な事例)
○入札参加届の記載内容の不備。
・住所、会社名、代表者名の誤り、記入漏れ
・工事案件名の誤り、記入漏れ
○登録ファイルが入札参加届でない場合。

- (2) 入札参加届は、公告に添付された様式を使用し、書式の変更等（ファイル形式の変更を含む。）は行わないでください。
- (3) 入札書を提出する前に、入札を辞退することとした場合は、佐賀県電子入札システムにより辞退届を提出してください。
なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加に不利益な扱いを受けることはありません。
- (4) 入札に際しては、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等について設計図書等に記載された処理方法等により積算したうえで入札してください。また、落札者は落札決定後に分別解体の方法等を契約書に記載するために発注者と協議を行ってください。
- (5) 発注機関が同一で工期が重複する近接した工事の受注者と同一業者が落札、契約締結し、既発注工事と同一の現場代理人又は既発注工事と同一の専任の主任（監理）技術者を配置する場合は、設計変更により間接工事費等の調整を行います。
- (6) 前金払 有 (契約金額の40%以内)
- (7) 中間前金払 有 (契約金額の20%以内)
- (8) 部分払 有
- (9) 本公告の記載内容に係る疑義（設計内容に係る疑義を含む。）については、公告している機関へ問い合わせください。
なお、落札決定後（中止した場合を含む。）の疑義については、発注機関へ問い合わせください。
また、入札心得13「異議の申立」には、「入札をした者は、入札後、この心得及び仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。」と定められています。
そのため、仕様書等について不明があった場合は、公告に記載している質問期限までに必ず質問をしてください。
- (10) 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を取止めことがあります。
なお、落札決定後においても、公正な入札が確保されなかったと認められるときは、落札決定を取り消すことがあります。
- (11) 「入札心得（電子入札用）」及び「電子入札システム取扱要領」については、佐賀県ホームページのトップ画面の右にある＜入札＞をクリックし、＜電子入札＞ショートカットから、「佐賀県電子入札システム専用ホームページ」内の「利用規約」に掲載していますので、必ず確認してください。

※債務負担行為または継続費による契約の場合は、9その他-(6)、(7)のうち「契約金額」とあるのは、「各年度の出来高予定額」と読み替えます。なお、低入札調査基準価格を下回る価格で契約を締結したときは、前金払の割合は20%以内となります。